

令和 7 年 度

下 関 市 公 営 企 業 会 計
決 算 審 査 意 見 書

下 関 市 監 査 委 員

下 監 第 7 4 8 号
令和 8 年(2026年) 8 月 2 4 日

下関市長 前 田 晋 太 郎 様

下関市監査委員	今	井	弘	文
同	山	元		浩
同	戸	澤	昭	夫
同	井	川	典	子

令和 7 年度下関市公営企業会計決算
の 審 査 意 見 に つ い て

地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定により審査に付された令和 7 年度下関市公
営企業会計の決算及び附属書類を審査したので、その結果について次のとおり意見
を提出します。

目 次

第1	審	査	の	対	象		1
第2	審	査	の	要	領		1
第3	審	査	の	期	間		1
第4	審	査	の	結	果		1

下 関 市 水 道 事 業 会 計

1	事	業	の	概	要		3
2	予	算	の	執	行	状	況
							5
3	経	営	状	況			9
4	財	政	状	態			1 4
5	経	営	指	標	の	状	況
							1 8
6	資	金	の	状	況		2 0
7	未	収	金	の	状	況	
							2 1
8	む	す	び				2 2
	資	料					2 5

下 関 市 工 業 用 水 道 事 業 会 計

1	事	業	の	概	要		37
2	予	算	の	執	行	状	況
							39
3	経	営	状	況		42	
4	財	政	状	態		46	
5	経	営	指	標	の	状	況
							49
6	資	金	の	状	況		51
7	未	収	金	の	状	況	
							52
8	む	す	び		53		
	資	料		55			

下 関 市 下 水 道 事 業 会 計

1	事	業	の	概	要		6 5		
2	予	算	の	執	行	状	況		6 8
3	経	営	状	況		7 3			
4	財	政	状	態		7 7			
5	経	営	指	標	の	状	況		8 0
6	資	金	の	状	況		8 1		
7	未	収	金	の	状	況		8 2	
8	む	す	び		8 3				
	資	料		8 5					

下 関 市 病 院 事 業 会 計

1	事 業 の 概 要		9 9
2	予 算 の 執 行 状 況		1 0 2
3	経 営 状 況		1 0 6
4	財 政 状 態		1 1 0
5	経 営 指 標 の 状 況		1 1 3
6	資 金 の 状 況		1 1 4
7	未 収 金 の 状 況		1 1 5
8	む す び		1 1 6
	資 料		1 1 7

下 関 市 ボ ー ト レ ー ス 事 業 会 計

1	事 業 の 概 要		1 2 9
2	予 算 の 執 行 状 況		1 3 1
3	経 営 状 況		1 3 3
4	財 政 状 態		1 3 8
5	経 営 指 標 の 状 況		1 4 0
6	資 金 の 状 況		1 4 1
7	未 収 金 の 状 況		1 4 2
8	む す び		1 4 3
	資 料		1 4 5

凡 例

- 1 文中等に記載された金額は、予算の執行状況以外は消費税及び地方消費税を除いた金額となっている。また、単位未満の数値は、四捨五入を原則としている。
- 2 P（ポイント）は、パーセンテージ間の単純差し引き数値である。
- 3 表中、表示単位未満の数値は四捨五入したため、内訳の計と総数の合わない場合がある。
- 4 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 空欄 … 該当数値がないもの
 「0」又は「0.0」… 算出により零となるもの又は該当数値はあるが単位未満のもの
 「－」… 算出不能なもの又は前年度と著しく条件が異なるもの
 対前年度対比（％）について、当該年度及び前年度の決算額の一方又は両方がマイナスとなるもの
 「△」… 減少又は損失（マイナス）
- 5 勘定科目の表記については、決算書等に記載された勘定科目に従っている。

令和 7 年度下関市公営企業会計決算の審査意見

第 1 審 査 の 対 象

令和 7 年度下関市水道事業会計決算

令和 7 年度下関市工業用水道事業会計決算

令和 7 年度下関市下水道事業会計決算

令和 7 年度下関市病院事業会計決算

令和 7 年度下関市ボートレース事業会計決算

第 2 審 査 の 要 領

令和 7 年度公営企業会計決算の決算審査に当たっては、

- (1) 地方公営企業法第 30 条及び地方公営企業法施行令第 23 条の規定によって作成された決算報告書及び財務諸表等が関係法令に準拠して作成され、企業の経営成績及び財政状態が適正に表示されているか。
- (2) 決算報告書及び財務諸表その他関係帳票との計数は、一致し、適正であるか。
- (3) 予算執行及び会計事務が適正な手続によって処理されているか。

などについて総合的に審査するとともに、主に年度比較により事業の推移を把握し、その経営内容の分析を行った。なお、下関市監査基準に準拠して実施した。

第 3 審 査 の 期 間

令和 8 年 6 月 15 日から令和 8 年 7 月 29 日までの 45 日間

第 4 審 査 の 結 果

- (1) 令和 7 年度公営企業会計決算の決算審査の結果は、

ア 審査に付された各事業の決算報告書及び財務諸表等は、いずれも地方公営企業法その他関係法令に準拠して作成され、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

イ 決算報告書及び財務諸表その他関係帳票との計数は一致し、適正であると認められた。

ウ 予算執行及び会計事務は、適正に処理されているものと認められた。

- (2) 各事業会計の業務の概要、予算の執行状況、経営成績及び財政状態等に係る審査結果及び意見については、次に述べるとおりである。

